

学位(修士)授与に関する内規

1. 修士の学位を取得しようとする者は、以下の各号に掲げる要件を充足していなければならない。
 - (1) 本研究科における修了迄の在学期間が2年以上(見込み含)であること。ただし、学則第36条(3)号に該当するものについては、在学期間1年以上で足りるものとする。
 - (2) 所定の授業科目について修得すべき単位数以上を修得している、又は修得見込みであること。
 - (3) 必要な研究指導を受けていること。
2. 修士の学位を取得しようとする者は、定められた日までに論文等の題目を指導教員に提出しなければならない。また、一度提出した題目の変更は原則として認められない。ただし、学位論文等審査願提出時において、指導教員がその必要性を認め、所定の手続きを経た場合に限り変更を認めることがある。
3. 修士の学位を取得しようとする者は、定められた日までに審査を受けようとする自著の論文等に学位論文等審査願を添えて研究科長に提出しなければならない。
4. 論文で審査を受けようとする者は、本文を400字詰原稿用紙80枚以上100枚以内(横書、縦書いずれも可)、A4縦判横書32枚以上40枚以内(40字×25行、1ページあたり1,000字)又はA4縦判縦書32,000字以上40,000字以内(2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字)のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した学位申請論文を3部提出しなければならない。また、いずれの場合も本文の書式形態に準じて2,000字以内の要約を添付するものとする。なお、注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、1行あたりの字数を決めること。また、研究科委員会が必要と認めた場合に限り、英文での提出を受理することがある。書式形態、語数等詳細は別に定める。
5. 論文と制作物により審査を受けようとする者は、当大学院学位規程第4条第2項に示された当該作品資料と、400字詰原稿用紙(横書、縦書いずれも可)、A4縦判横書(40字×25行、1ページあたり1,000字)又はA4縦判縦書(2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字)4,000字以上40,000字以内のいずれかの書式形態に所定の表紙を付した学位申請論文を3部提出しなければならない。ただし、研究領域に応じ、別に枚数及び記述すべき方法を指定する場合がある。また、いずれの場合も本文の書式形態に準じて2,000字以内の要約を添付するものとし、必要に応じて英語の資料添付を認める。なお注釈を表記する場合は、上記書式の体裁の行幅に合わせ、一行あたりの字数を決めること。また作品のサイズおよび規格等について、各領域、分野が予め指定する場合にはこれに反してはならない。また、研究科委員会が必要と認めた場合に限り、英文での提出を受理することがある。書式形態、語数等詳細は別に定める。
6. 学位論文等審査願を提出した者は、主査が指定する日時に口頭による審査試験を受けなければならない。
7. 審査及び試験には、研究科委員会の指名する主査1名、副査2名の教員があたり、実施に関する細目は主査、副査の合議により決定するものとする。
8. 主査は大学院担当の専任教授とする。ただし、研究科委員会が特に必要があると認めた場合には大学院担当の専任准教授とすることができる。また本大学院が必要と認め、指導を委嘱した外部機関教授、有識者を特別に主査と定める場合がある。
9. 主査は、研究科長の承諾を得て、内外有識者の参考意見を聴取することができる。

10. 審査試験結果は、別に定めるところにより、所定書式に指定された項目をもって記入し、主査がとりまとめる。なお、審査及び試験における最終判定責任は主査に帰すものとする。
11. 学位規程第4条4項において推薦、選定された主査・副査は学内規程に準じて審査報酬を受ける場合がある。
12. 審査及び試験に合格した者は、学位論文の正本1部、写し1部を修了判定後原則1週間以内に指定の場所へ提出しなければならない。提出を怠った者には学位の授与を行わない場合がある。また、正本の書式については別途定める。

附則

1. 本内規の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

2. 1996年 4月 1日制定

1999年 7月 1日改定、施行

2000年 4月 1日改定、施行

2003年 4月 1日改定、施行

2004年 3月16日改定、施行

2005年 2月 8日改定、施行

2007年 4月 1日改定、施行

2008年 4月 1日改定、施行

2010年 3月23日改定、施行

2013年 4月 1日改定、施行

2015年 4月 1日改定、施行

2017年 4月 1日改定、施行

2019年 4月 1日改定、施行

2020年 4月 1日改定、施行

2021年 12月 6日改定 2022年4月1日より施行する

2022年 2月21日改定 2022年4月1日より施行する